

区政会館 だより

No.426
令和7年9月



すみだ保健子育て総合センター施設外観

巻頭特集

未来への取り組み
～23区の未来図～

第16回 墨田区



コミュニティラウンジ



館内吹き抜け

新保健施設等複合施設
「すみだ保健子育て総合センター」

整備事業



23 TOKYO

特別区長会事務局
特別区議会議長会事務局
特別区人事・厚生事務組合
公益財団法人特別区協議会
東京二十三区清掃一部事務組合
特別区競馬組合

未来への取り組み ～23区の未来図～

第16回 墨田区

「新保健施設等複合施設 すみだ保健子育て総合センター」整備事業

昨年11月5日、墨田区の保健・子育て・教育の関連部署が集約した複合施設「すみだ保健子育て総合センター」が開館しました。この整備事業は平成28年度に策定した墨田区基本計画の施策として位置付けられてから、約8年をかけて実現したプロジェクトです。特集では、計画から完成に至るまでの経緯、現在展開している事業について、詳しく紹介します。

「つなぐ・つながる」を整備コンセプトとする総合的な保健施設

墨田区基本計画に基づいた 複合施設整備基本計画

従前の墨田区保健所は、区役所本庁舎のほか、北部に向島保健センター、南部に本所保健センターが設置されていましたが、竣工から50年以上経過している両保健センターの老朽化が進み、

区民の利便性・安全性の向上が大きな課題となっていました。また、健康に関わる問題は、保健衛生部門だけではなく子育て、福祉、教育等、様々な分野と関連していることから、既存組織の枠を超えて総合的に対応できる仕組みづくりが急務となっていました。

平成28年度に策定した墨田区基本計画では、このような背景を踏まえ、両

保健センター等を統合する新保健センター整備事業を位置付けています。将来に向けて保健所の機能を高めるとともに、保健、子育て、教育部門が横断的に連携できる施設整備が必要だと判断し、より幅広く区民の健康を推進するための施設を複合化する方針を示しています。

この墨田区基本計画に基づき、区は平成29（2017）年9月、墨田区新保健センター等複合施設整備基本計画（以下、基本計画）を策定しました。

基本計画は、生涯健康都市をめざし、向島・本所の両保健センターを統合・集約するとともに、関係する施設を複合化した「新保健所を核とした複合施設」（以下、新施設）の整備について

基本的な考え方をまとめ、設計に反映することを目的としています。

基本計画策定のため

区民・有識者から意見聴取

基本計画の策定にあたり、墨田区における公共施設マネジメントの考え方を踏まえた適正な公共施設整備実現のため、区民や議会、庁内等への意見聴取・調整を図りながら、新施設の整備方針、備えるべき機能などを検討し、設計と条件を整理しました。意見聴取は有識者3名（建築系、保健衛生系、公共施設マネジメント系）と区民4名（福祉及び保健衛生関連団体推薦2名、公募2名）による懇談会3回、庁内検討会4回、関係職員インタビュー等を行っていました。



すみだ保健子育て総合センター

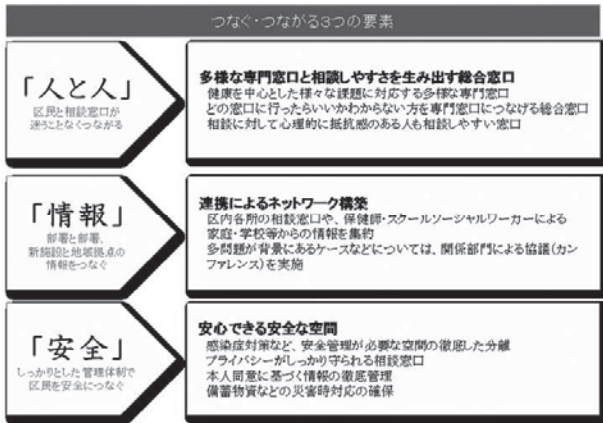
所在地：東京都墨田区横川5-7-4
交通、問合せ先等、詳細はこちらを
ご参照ください。



すみだ保健子育て総合センターの外観

新施設の整備コンセプトは 3つの要素で構成

基本計画において、新施設の整備コンセプトは「つなぐ・つながる」としました。「つなぐ・つながる」は、3つの要素で構成されています。1つ目は、「人と人」です。新施設では、健康を中心としたさまざまな課題に対応する多様な専門窓口や、専門窓口につなげる総合窓口を設け、相談しやすい環境を実現しています。また、「人と人」のつながりには、区民と窓口だけではなく、職員同士のつながりも含んでいます。施設内の職員が互いに連携



新施設の整備コンセプト「つなぐ・つながる」3つの要素

を図ることにより、区民に対してより手厚く幅広い対応ができます。

2つ目は、「情報」です。新施設では、各所管部署や地域拠点が持つっているさまざまな情報を関係部門間による迅速な協議によるネットワークの構築を実現することで、いち早く必要な情報をつなぎます。ただ、必要な情報部門間で共有できる仕組みの構築については、個人情報問題や今後標準化システムの改修も控えていることから、段階的に取り組むこととしていますが、定期的に関係部門間で連携会議を行うなど、運用面を強化することにより、情報をつなぐための環境づくりを進めています。

3つ目は「安全」です。新施設は、感染症対策をはじめとした安全管理が必要な空間の徹底した分離、プライバシーが守られる相談窓口、本人同意に基づく情報の徹底管理、災害時対応のための備蓄物資確保、運用状況に応じて柔軟に対応できる家具の選定など、区民の安全に配慮した施設構成を実現することで、安心して利用・相談ができる空間へとつないでいます。

11月のオープンに先駆けて セレモニーと内覧会を実施

基本計画に基づいて整備を行い、平成31(2019)年4月に「新保健施設等複合施設整備要求水準書」を策定し、同年10月から基本・実施設計を開始。令和4(2022)年3月から本工事の着工となり、令和6(2024)年6月末に竣工。同年11月5日、「すみだ保健子育て総合センター」が開館しました。墨田区基本計画の策定から約8年という歳月をかけた、ビッグプロジェクトとなりました。

墨田区では、新施設開館前の10月17日と19日に関係者向けオープニングセレモニーと区民向け内覧会を実施しました。17日のセレモニーではテープカットや新日本フィルハーモニー交響楽団のミニコンサート、近隣小学校の金管バンド演奏等を披露したほか、施設内覧を行いました。19日の区民向け内覧会では約700名の方々が参加してパネル展示や手洗いチェック等のイベントを楽しみました。両日とも参加者に好評で、「エントランスが広くて居心地がいい」などの感想をいただきました。



区民内覧会



ミニコンサート（区民内覧会）



オープニングセレモニーの様子

保健、子育て、教育の関連部署が集約し、相互に連携しながら事業を展開

保健所は1階に健診・相談エリア 2階に執務室を設置

すみだ保健子育て総合センター（以下、新施設）の核となる墨田区保健所（保健衛生部）の健診・相談エリアは建物の1階に、メインの執務室は2階にあります。2階の執務室では保健計画課、生活衛生課、保健予防課、健康推進課の4課が業務を行っています。

保健計画課では保健所や健康危機管理の統括、医師会・薬剤師会等との連絡調整のほか、新施設の管理運営などを行います。

生活衛生課では診療所、薬局、飲食店、宿泊施設等の許可や監視業務、動物の愛護及び管理、ねずみ族・昆虫等の防除及び住居等の環境衛生相談、公衆浴場・プールの衛生管理、食中毒の対応や食品検査も担当します。

保健予防課では結核やHIV、新型インフルエンザ等の感染症予防と相談業務、予防接種等の感染症に関すること、公害健康被害の認定や給付、予防事業等

を行います。

健康推進課では成人・母子保健、がんと対策、歯科口腔保健、食育、特定疾病の医療費助成に関することなど、区民の健康全般に関わることを担当します。

1階の健診・相談エリアでは、乳幼児健診や専門職による各種指導・講習会、相談業務などを行います。歯科診療ユニットを導入した歯科診療室もあり、歯科健診や歯みがき指導、心身障害児（者）歯科相談等を実施しています。また1階には保健所機能とは別に、誰でも利用できる交流スペースの区民ラウンジ、健康に関する事業や子育て関連イベント等、様々な事業で使用する多目的ホールがあります。多目的ホールは、災害発生時には支援物資の輸送拠点としての機能も担います。



1F 健診・相談エリア



2F 健康推進課受付

教育センター（3階）

3階に設置した教育センターでは、墨田区の教育の充実、子どもの健やかな成長を目的に、「教職員の研修」「教育支援センター（長期欠席児童・生徒等を対象とした通級施設）」「教育相談室（教育相談・就学相談）」「教科書センターの運営」の事業を主に行っています。開設以前はそれぞれの事業の場所が区内に点在していましたが、開設に伴い事業を統合・再編し、教育センター所管としました。そのことにより、円滑に連携が行えるようになり、さらに事業内容の充実が図られました。設備面では、区立小・中学校と同様のICT環境整備、教育支援センターの個別学習ブースへのモニター設置、会計年度任用職員を含めた職員全員への端末配置等、ICT環境の充実に力を入れています。



3F 事務室（教育センター）

子育て支援総合センター（4階）

京成曳舟駅近くから移転しました。子育てに関する総合相談窓口として、地域の関係機関と連携し、子育て家庭に対する総合的な支援を行います。具体的には、さまざまな子育て支援事業や子育て中の親同士が情報交換できる交流イベント等の実施のほか、区立の「子育てひろば」を所管しています。また、児童虐待対応を最前線で行い児童と保護者を支援するとともに、要保護児童対策地域協議会を運営しています。さらに、児童虐待の未然防止、養育家庭の普及啓発事業も展開しています。センター内には東京都江東児童相談所のサテライトオフィスもあり、都と連携した相談業務を行っています。



4F 受付（子育て支援総合センター）

妊娠期から学齢期までの 相談に多職種連携で対応

新施設は、保健所の機能を核として、子育て、教育の機能を1カ所にまとめることで連携を深め、多分野に渡る課題に対して迅速に、区民一人ひとりに寄り添ったサービスを展開しています。たとえば保健所で乳幼児健診を行う際、きょうだいのお子さんを子育て支援総合センターの一時預かりでお預かりしたり、保健所に来られた方の相談内容によっては子育て支援総合センターにつないだり等、同じ建物内なので、迅速かつスムーズな対応ができます。また、新施設の開館を機に、令和7年度から保健、子育て、教育の組織の専門家がそれぞれの視点から観察をおこない、今後の成長発達に必要なサポートを検討するため、多職種連携による「5歳児健康相談事業」が始まりました。

職員の新しい働き方として 「ABW」を導入

新施設では、職員の新しい働き方として、その日の自分の仕事内容に応じて働く場所を選べる「ABW（アクティビティ・ベースド・ワーキング）」を導入しています。職員の生産性向上や人材育成の観点から始めた取り組みで、例えば、新施設の執務室では課ごとに自由な席に座れるグループブードレスを採用しています。また、1人で作業に集中したいときには集中ブース、気軽に打ち合わせをしたいときにはファミレス席のような打ち合わせスペースを利用できます。職員からは「職場環境が充実され、働きやすくなった」という声が聞かれています。

生涯健康都市を目指す拠点 としての事業を展開

新施設の開館から数カ月が経ち、区民アンケートでは「前の保健所よりも大変便利になった」「プライバシーが守られ、安心して相談ができる」等、多数の好評価をいただいている一方、「駅から離れている」といったアクセス面等の課題もいただいています。引き

続き、皆様の声を聞きながら、利用しやすい環境づくりに努めていきます。

また、区民への周知と施設の職員の連携強化を目的として、11月8日（土）に開館1周年記念イベントを開催します。こうしたイベントを通じて、区民の皆様には困ったときにすぐ相談できる施設として身近に感じていただき、気軽に利用していただければと思っています。今後も墨田区における生涯健康都市を目指す拠点として、事業運営を進めていきます。



多目的ホール



多目的室



ミーティングスペース



相談室エリア



集中ブース

令和7年度都区財政調整区別算定額決定される

— 普通交付金882億円の増 —

令和7年度 都区財政調整区別算定結果（当初算定）

区 名	基準財政 収入 額 A	基準財政 需要 額 B	普 通 交 付 金	
			B－A	増減率
千代田区	33,099	35,470	2,371	▲ 43.8
中 央 区	45,631	66,073	20,442	14.8
港 区	110,135	81,788	0	0.0
新 宿 区	66,709	95,332	28,623	7.0
文 京 区	45,688	70,992	25,305	7.1
台 東 区	32,920	63,647	30,726	5.5
墨 田 区	36,709	83,428	46,719	7.5
江 東 区	76,061	148,102	72,041	5.2
品 川 区	69,830	117,601	47,771	9.3
目 黒 区	57,205	75,663	18,458	1.4
大 田 区	102,337	187,075	84,738	8.0
世田谷区	157,007	222,802	65,795	7.3
渋谷区	71,435	66,453	0	0.0
中 野 区	47,294	91,395	44,101	9.3
杉 並 区	85,704	140,397	54,692	7.4
豊 島 区	44,764	81,947	37,184	11.7
北 区	42,820	106,718	63,898	8.6
荒 川 区	25,599	73,084	47,485	7.4
板 橋 区	66,474	155,735	89,261	8.7
練 馬 区	91,715	198,784	107,068	8.4
足 立 区	73,451	191,679	118,228	7.5
葛 飾 区	49,375	141,052	91,678	8.8
江戸川区	77,709	195,100	117,391	8.7
合 計	1,509,674	2,690,319	1,213,974	7.8

注1) 端数処理のため、縦横の計算が一致しない場合がある。

注2) 増減率は、令和6年度当初算定との比較である。

注3) ※財源不足額が生じていないため、不交付となる。

●基準財政収入額【23区】(A) 1,509,674百万円（前年度比9.2%増）
●基準財政需要額【23区】(B) 2,690,319百万円（前年度比8.1%増）
●差し引き (B)－(A) 1,180,645百万円 (①－②)
うち財源不足額 1,213,974百万円 ①
【交付区 21区 基準財政収入額<基準財政需要額】
うち財源超過額 33,329百万円 ②
【不交付区 2区 基準財政収入額>基準財政需要額】
●普通交付金（＝財源不足額）1,213,974百万円（前年度比7.8%増）

本年2月の都区協議会で合意した「令和7年度都区財政調整方針」に基づき、23区別の算定を行った結果が、8月8日の区長会議会において都から示され、同日付の都区協議会で決定されました。算定結果の概要は、次のとおりです。

普通交付金

各区へ交付される普通交付金の総額は、1兆2139億7400万円、前年度と比べ881億5400万円、率にして7・8%の増となりました。

普通交付金は、区別に基準財政需要額と基準財政収入額を算定しその差額が交付されますが、20区が増、1区が減となっています。区別の算定結果は表のとおりで、21区が交付区となりましたが、港

基準財政収入額

区と渋谷区は、基準財政収入額が基準財政需要額を上回り、算定上の財源不足額が生じないため、港区は23年連続で、渋谷区は2年連続で不交付区となりました。

基準財政収入額は、1兆5096億7400万円、前年度と比べ1274億7800万円、率にして9・2%の増となりました。

主な要因は、雇用・所得環境の改善による総所得金額の増や令和6年度に実施された定額減税の終了などにより、特別区民税が前年度比で1270億3600万円、率にして13・3%の増となったことや、個人消費や輸入取引が堅調に推移することによる増を見込んだ結果、地方消費税交付金が前年度比で196億1700万円、率

基準財政需要額

にして8・4%の増となったことなどです。

基準財政需要額は、2兆6903億1900万円、前年度と比べ2012億1800万円、率にして8・1%の増となりました。

このうち、経常的経費は、能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費などの新規算定や、子ども医療費助成事業費などの算定充実に加え、勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直しなどの算定改善、また各数値・単価の改定などを行った結果、算定額は2兆1512億9000万円、前年度と比べ2764億5100万円、率にして14・7%の増となりました。

また、投資的経費は、物価高騰

当初算定差額

（特別区長会事務局）

特別区長会、東京都に対し要望活動を実施 ～令和8年度 東京都の施策及び予算に関する要望～

特別区長会は、8月19日（火）東京都庁において、令和8年度の都の施策及び予算に関する要望を行いました。

当日は、吉住健一会長（新宿区長）、服部征夫副会長（台東区長）、高際みゆき副会長（豊島区長）、清家愛幹事（港区長）、山田加奈子幹事（北区長）、が、栗岡祥一東京都副知事に要望書を手渡しました。

【施策及び予算に関する要望】

要望の内容は、各区から提出された項目をもとに、区長会で決定されたものです。

新規要望項目を含め、計19項目について要望しました。吉住会長からは、特に以下3点の重点課題について発言がありました。

① 災害対策の充実

昨今激甚化・頻発化している気象災害への対策は緊急性が高く、都心部ならではの課題に向けた広域的な対策が重要です。とりわけ、帰宅困難者や在宅避難者等への支援の更なる強化が喫緊の課題であることから、都区で連携して対応する上で必要な財政支援を要請しました。

また、特別区には、高層マンション等が多いことから、エレベーターへの閉じ込めを想定した「防災キャビネットの設置促進」等、高層住宅の防災対策の強化に向けた対応を要請しました。

② 子育て支援策の充実

特別区では、地域ニーズに応じ

た子育て支援策の充実が喫緊の課題です。このため、保育環境の維持に必要不可欠である人材の定着及び安定的な確保に向け、「保育従事職員宿舍借り上げ支援事業」の継続・拡充や、学童クラブに対する施設整備・運営費に関する助成の大幅拡充などを要請しました。

また、未就学児の子育て家庭への継続的な支援及び保育士の雇用継続のため、「多様な他者との関わり」の機会の創出事業」を次年度以降も継続して実施するよう要請しました。

③ 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止のためには、プラスチックの資源循環を促進することが重要です。このため、区が安定して再資源化事業を運営できるように、「プラ製容器包装等・再資源化支援事業」の補助期間を延長し、財政支援を継続することを要請しました。

また、製品プラスチック等の分別収集・選別保管等に係る費用が過大な負担となっています。そこで拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が応分の中間処理経費を負担する制度の構築等、事業者の費用負担の明確化について、国への働きかけを要請しました。

④ その他

高際副会長からは、「障害児の放課後の居場所や学童での受け入れに関する財政支援」、「特殊詐欺防止に関し、広域行政の立場からの発信の強化や警視庁と連携した対策について」、山田幹事からは、

「携帯電話を使った特殊詐欺の割合が増えていることから、その点も視野に入れた対策の強化について」発言がありました。

【都の回答】

応対した栗岡副知事からは、「要望の内容は私から責任をもって知事に伝える。」としたうえで、「災害対策の充実について、都は、『TOKYO強靱化プロジェクト』の下、地震をはじめとした災害への備えを強化している。とりわけ、マンション等の共同住宅の防災力強化は喫緊の課題であり、エレベーター閉じ込め防止対策等への補助等を実施するなど、高層マンション等の防災力の一層の向上を図っている。」

「子育て支援策の充実について、安定的な保育人材の確保に向け、国に対し提案要求を行う。学童クラブは、都独自の認証制度を設け、上乗せ補助等を実施している。また、「多様な他者との関わり」の機会の創出事業」の継続については、国の動向等を踏まえ、今後の対応を検討する。」

「地球温暖化防止対策の推進について、容器包装プラスチック及び製品プラスチックの分別収集等に取り組む区市町村に対し補助を行っている。また、プラスチックの分別回収及び再資源化において、区市町村が安定的に取組を実施できるよう、十分な負担軽減策を講じることを国に提案要求している。」

「本日頂いたご要望については、『2050東京戦略』の推進や来

年度予算に向け、真摯に対応を検討する。」との発言がありました。

「令和8年度東京都の施策及び予算に関する要望」の本文は、区長会のホームページをご覧ください。
(www.tokyo23city-kuchokai.jp)

（特別区長会事務局）



【東京都への要望活動の様子】

令和8年度 都の施策及び予算に関する要望事項一覧（特別区長会）

要望事項		要望の趣旨	要望先
1	治安対策の強化	(1) 防犯設備の整備、維持管理に関する補助制度の拡充等 (2) 民泊急増による生活環境悪化への対応	都民安全総合対策本部 主税局
2	特別区都市計画交付金の拡充	(1) 都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保等の実施 (2) 都市計画事業のあり方に係る協議体の設置	総務局
3	都区の役割分担等に関する協議の実施	(1) 都区制度改革・地方分権の趣旨を踏まえた役割分担や税財政制度等に関する協議の再開 (2) 都区の共有財源に係る政策的減免の新設・拡大を検討する際の事前協議 (3) 用途地域等都市計画決定権限の移譲等に関する協議の実施	総務局 主税局 都市整備局
4	減収補填対策の確保	(1) 法人住民税及び法人事業税交付金に係る減収補填債の発行に係る国への働きかけ	総務局
5	経済・観光施策の充実	(1) 観光バス等駐車場の整備促進	都市整備局 産業労働局
6	子育て支援策の充実	(1) 保育環境の充実に向けた支援の拡充 (2) 「ベビーシッター利用支援事業」等への財政支援 (3) 医療的ケア児等受入施設に対する支援の充実 (4) 多様な他者との関わりの機会の創出事業の継続 (5) 5歳児健診実施への支援の充実	生活文化局 福祉局
7	障害者施策の充実	(1) 障害者グループホーム設置促進のための支援の充実 (2) 医療的ケアの必要な重症心身障害者（児）の入所・通所施設等への支援拡充 (3) トワイライト事業等の制度見直し及び支援の拡充	福祉局
8	高齢者福祉の充実	(1) 施設整備等に対する補助制度の充実 (2) 介護人材の確保・定着及び育成に関する施策の実施 (3) 高齢者施設の突発的閉鎖への対応 (4) 山谷地域に対する総合的施策の推進	福祉局
9	医療体制の充実と整備	(1) 病床の適正配置及び地域の実情に応じた入院医療の確保	保健医療局
10	医療保険制度の充実	(1) 保険料負担軽減策の更なる実施及び財政支援の拡充 (2) 子育て世代への支援 (3) 国民健康保険制度の抜本的な見直しに向けた国への働きかけ	保健医療局
11	受動喫煙対策の推進	(1) 喫煙所設置等の推進及び支援の拡充 (2) 都用地の活用等の推進	保健医療局 産業労働局 建設局
12	民生委員、児童委員の活動支援	(1) 民生委員・児童委員活動費の都負担金の増額	福祉局
13	交通システムの整備促進	(1) 「未来の東京」戦略に示された6路線の早期実現 (2) 地域公共交通に関する補助の拡充	都市整備局 交通局
14	都市計画道路等の整備促進	(1) 都市計画道路の整備推進 (2) 連続立体交差事業の促進 (3) 都市計画道路予定地の暫定活用	都市整備局 建設局
15	都市インフラの改善	(1) 国道の立体整備の推進に向けた国への働きかけ (2) 電線類の地中化の促進 (3) 羽田空港の機能強化に係る対応 (4) 公共インフラ老朽化対策への技術的・財政的支援	都市整備局 建設局
16	災害対策の充実	(1) 土砂災害防止対策の推進 (2) 帰宅困難者対策の推進 (3) 防災対策の推進 (4) 木造密集地域対策の一層の充実 (5) 大規模水害等への対策強化 (6) 災害廃棄物処理に係る仮置場の確保 (7) 災害援護資金貸付制度（都制度）の改善	総務局 主税局 生活文化局 都市整備局 住宅政策本部 環境局 福祉局 建設局 港湾局 交通局
17	都市緑地の保全の推進	(1) 自治体による緑地買取りへの対応 (2) 緑地所有者への対応	政策企画局 主税局 都市整備局 産業労働局
18	地球温暖化防止対策の推進	(1) 脱炭素社会実現への支援及び取組強化 (2) プラスチックの資源循環促進への支援	環境局 産業労働局
19	学校教育の推進	(1) 学校給食支援への財政措置の継続及び法改正等に向けた国への働きかけ	教育庁

ふるさと納税制度に対する特別区の主張を 発行しました

ふるさと納税について考えてみませんか

ふるさと納税制度は、「生まれ故郷や応援したい地域などの力になれること」などを意義として、全国の様々な地域に活力を生むことを目的に創設された制度です。

しかしながら、現在のふるさと納税制度は、返礼品目的のいわば官製通販となっている上、自治体間における寄附受入額の格差が顕著であり、地方全体にとって有益なものとはなっていないなど、制度の意義、目的から大きくかけ離れたものとなっています。

ふるさと納税制度により、本来区民の皆様の暮らしを支えるための財源が流出してしまっており、23区の特別区民税の流出額は年々増加しています。令和7年度の流出額は、23区として初めて1000億円を超え、約1065億円に達しました。平成27年度からの累計額では、約5600億円に及んでいます。さらに、寄附金の約50%は、返礼品や広告費等の寄附を集めるための経費として使われてしまっているなど、様々な問題が山積しており、このままでは区民の皆様が日々利用している住民サービスの低下につながってしまいます。

このようなふるさと納税制度が抱える様々な問題点を、区民の皆様に分かりやすくお伝えするため、8月7日（木）に「ふるさと納税制度に対する特別区の主張」を発行しました。

特別区長会は、制度を巡る様々な問題に対処すべく、廃止を含めた抜本的な見直しを強く求めています。

（特別区長会事務局）

公益財団法人特別区協議会 役員一覧

令和7年8月14日現在

評議員（16人）

土屋 準	港区議会議長	新任
斎藤 泰紀	荒川区議会議長	
渡邊 裕一	品川区議会議長	
一柳 直宏	渋谷区議会議長	
木梨 盛祥	杉並区議会議長	
田中 俊介	板橋区議会議長	
多田 太郎	足立区議会議長	
島村 和成	江戸川区議会議長	
樋口 高顕	千代田区長	
清家 愛	港区長	
服部 征夫	台東区長	
山田 加奈子	北区長	
青木 英二	目黒区長	
鈴木 晶雅	大田区長	
岸本 聡子	杉並区長	
青木 克徳	葛飾区長	

※新任1人：8月14日開催の評議員選定委員会で選任

理事（7人）

吉住 健一	新宿区長（理事長）	
山本 泰人	中央区長	
滝口 学	荒川区長	
森澤 恭子	品川区長	
酒井 直人	中野区長	
山本 亨	墨田区長	
入澤 幸	知識経験者（常務理事）	

監事（2人）

斉藤 猛	江戸川区長	
伊藤 和彦	知識経験者	

杉並区が「児童相談所設置市」 の政令指定を要請

8月6日（水）、杉並区がこども家庭庁に対し、児童福祉法に基づく、「児童相談所設置市」として政令指定することを要請しました。

本年度中には、杉並区を令和8年11月に「児童相談所設置市」として指定する政令が公布される予定です。

※平成28年の児童福祉法改正により、特別区が政令による指定を受けて児童相談所を設置できるようになりました。

現在のところ、10区が児童相談所を開設しています。

（特別区長会事務局）

令和7年度 第2回公益財団法人特別 区協議会 評議員選定委員会の結果

8月14日（木）に第2回評議員選定委員会が開催されました。審議結果は次のとおりです。

1 審議内容

令和7年度第4回公益財団法人特別区協議会理事会において、評議員の補欠選任として推薦された候補者1名について、選定委員会で審議の結果、当協議会の評議員に選任されました。（詳細は別表のとおり）

2 任期

令和7年8月14日開催の第2回評議員選定委員会最終結の時から令和8年度定時評議員会最終結の時まで（前任者の残任期間）

（公益財団法人特別区協議会総務部）

返礼品だけでは ふるさと納税

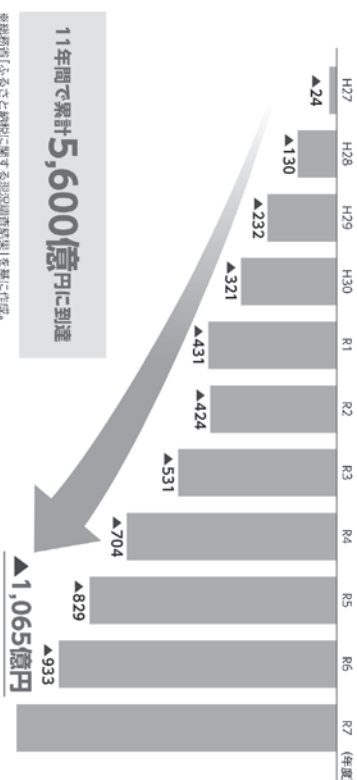
その裏側も知っていますか？

「ふるさと納税」
とは…？

生まれ育った故郷や応援したい地域を選び寄附することで、全国を元気にするために作られた制度です。この制度を利用すると、寄附金のうち2,000円を超える部分について、所得税や住民税から控除されます。また、ほとんどの自治体が、寄附に対する返礼品を用意しています。しかし、その裏側ではふるさと納税によって、本来、住民のために使われるはずの財源（住民税）が、23区から毎年流出していることを知っていますか？

流出額は約1,065億円に達します！

ふるさと納税による流出額は年々拡大しており、令和7年度の流出額は23区全体で約1,065億円にのびります。



11年間で累計5,600億円に到達

流出額1,065億円とは…？

下記は一例です。
その他の事例はこちら



人口約20万人の区が
1年間に使用する額

¥



23区の人口(約988万人)
一人当たり約1万円

¥



23区の高校生までの子
(約125万人)にかか
る医療費助成額約2年分



※人口は「住民基本台帳」による東京圏の世帯と人口、1年間に使用する額及び医療費助成額は「令和5年度特別区決算状況」を基に作成。

ふるさと納税制度の「落とし穴」

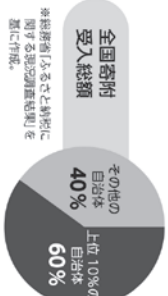
暮らしを支える財源が流出している

23区に住んでいる皆さんの暮らしや生活を支えるために使われるはずだった財源（住民税）が、ふるさと納税制度によって、他の自治体に流出してしまっています。



恩恵を受けているのはごく一部の自治体のみ

全国1,741自治体のうち、寄附受入額が上位10%の自治体で、全国寄附受入総額の60%を占めており、特産品の有無などにより、自治体間で受ける恩恵に大きな相違が生じています。



自治体が使えするのは寄附金の50%程度に過ぎない

寄附金の約50%は、返礼品や広告費（サイト利用料）等の寄附を集めるための経費として使われてしまっており、寄附金の全額を住民サービスの向上に活用することはできません。



このままでは住民サービスが危ない！



ふるさと納税制度は、表向きは個人にとって魅力的な制度かもしれませんが、その裏側では、「地域を応援する」という本来の趣旨が失われ、返礼品ありきの制度になっています。その結果、皆さんが暮らしやすさ自治体が本来得られるはずだった財源が減少するため、日々利用している住民サービスの低下につながってしまいます。

いま一度、ふるさと納税について 考えてみませんか？



23区の取組

特別区長会要望活動



制度の廃止を含めた抜本的な見直しについて、毎年総務省宛てに要望書を提出しています。また今後、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、更に取り組んでいきます。

特別区の主張



「ふるさと納税制度を含めた不合理な税制改正に対する特別区の主張」を毎年作成しています。

特別区長会

お問い合わせ先：特別区長会事務局調査第2課

03-5210-9758・9760

特別区長会とは

東京23区で構成する任意団体（会長 吉住 健一（新宿区長））。特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っています。

公益財団法人特別区協議会 紹介展示を開催しています

東京区政会館1階エントランスホールにおいて、公益財団法人特別区協議会紹介展示「特別区自治情報・交流センター開設20周年を迎えて」を開催しています。

特別区自治情報・交流センター（以下、センターという。）は、特別区（東京23区）の行政資料や地方自治に関する資料を収集・提供する専門図書館として設立され、特別区が発行する計画書・報告書や、歴史的資料等を幅広く取り揃えています。

本展示では、開設から20年目を迎えたセンターの歩みを振り返り、所蔵する資料や、公益財団法人特別区協議会の事業について幅広く紹介しています。

本展示が、特別区の自治の未来について考え、主体的に地域に関わるきっかけとなれば幸いです。なお、4階のセンターでも1階展示と連動し、実物の資料を中心に展示を実施しています。ぜひご来館ください。

【公益財団法人特別区協議会紹介展示】

●展示期間

令和7年9月2日（火）～10月30日（木）
（日曜日・祝日を除く）

●展示時間

月曜日～金曜日 9時から20時30分まで
土曜日 9時から17時まで

※展示期間が変更になる場合があります。（公財）特別区協議会ホームページ等でご確認の上、ご来館いただくようお願いいたします。

（公益財団法人特別区協議会事業部）
特別区自治情報・交流センターの様子



『大森彌記念文庫』を開設します

特別区協議会では、長きにわたり特別区の自治の発展のためにご尽力をいただいた、故大森彌東京大学名誉教授の功績等を後世に伝えるため、ご遺族から寄贈を受けた書籍等と当協議会が収集した資料を併せた著作関係資料を記念文庫として一般公開します。

【文庫の概要】

【開設予定日】 令和7年9月29日（月）

【場所】 特別区自治情報・交流センター内（東京区政会館4階）

【時間】 平日 9時30分から20時30分まで
土曜日 9時30分から17時まで
（センター開館時間による）

【閲覧方法】 開架資料…閲覧自由
閉架資料…事前申込

（閲覧方法の詳細や公開する資料の目録等は、後日、当協議会ホームページに掲載予定）

【特徴】

- 一部寄贈書籍の実物を手に取ってご覧いただけます
- 著書、論文、論考など、1000点を超える資料を所蔵し、目録はホームページにて公開します
- 特別区関係のみならず、地方自治・介護保険など、多方面の資料を所蔵しています

皆様のご来館をお待ちしています。

（公益財団法人特別区協議会事業部）

令和7年8月 区長会・議長会の主な案件等

区長会

8.8

- 令和7年度都区財政調整区別算定について
- 国民健康保険料における子ども・子育て支援金分の徴収開始に向けた特別区の対応について
- 職員採用に係る事務事業の適正な実施の確保について

- 大森彌先生追悼講演会開催報告について
- 各団体予算執行の実績報告について
- 蕨戸田衛生センターの火災に伴う蕨・戸田市の一般廃棄物の受入について
- 清掃工場整備計画に関する検証委員会の概要について
- 都区のあり方検討について

（特別区長会事務局）

議長会

8.18

- 令和7年度都区財政調整区別算定について
- 蕨戸田衛生センターの火災に伴う蕨・戸田市の一般廃棄物の受入について
- 特別区議会議員講演会（令和7年度第2回）について
- 議長会の要望活動について

（特別区議会議長会事務局）

ハロウィンジャンボ 9月19日(金)から発売 1等・前後賞合わせて5億円！

ー同時発売のハロウィンジャンボミニは、1等・前後賞合わせて5,000万円！ー

秋、恒例のハロウィンジャンボ宝くじが、9月19日（金）から10月19日（日）まで、全国の宝くじ売場で発売されます。

収益金は全額区市町村へ交付！！

明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます

昨年は、13億2,578万円余が都内62区市町村に交付され、地域における芸術・文化の振興に係る事業や地球温暖化対策・環境保全に係る事業など住民の福祉向上のために使われました。

購入はぜひ『都内の宝くじ売場』で

収益金の各都道府県への配分は、販売実績等に応じて配分されますので、区市町村の福祉の向上のため、ぜひ『都内の宝くじ売場』でもお買い求めいただき、売上増にご協力ください。

●発売期間 9月19日(金)から10月19日(日)まで

●抽せん日 10月28日(火)

公益財団法人東京都区市町村振興協会 電話 (5210) 9944

ハロウィンジャンボ

1等・前後賞合わせて5億円
1等3億円、前後賞各1億円

当せぬのチャンス広がる

ハロウィンジャンボミニ

1等・前後賞合わせて5,000万円
1等3,000万円、前後賞各1,000万円

パソコンやスマホでネット購入！

宝くじ公式サイト
<https://www.takarakuji-official.jp/>

9月19日(金)同時発売

発売期間／9月19日(金)～10月19日(日)
抽せん日／10月28日(火) 各1枚300円

この宝くじの収益金は
区市町村の明るいまちづくりや
環境対策、高齢化対策など
地域住民の福祉向上のため
に使われます。

2025年新市町村振興宝くじ 公益財団法人 東京都区市町村振興協会

特別区職員研修所からのご案内

11月の研修メニューを紹介します

●ピックアップ研修

研修名：中堅保育士（第2回）

日時（2日間）：

11月7日（金）9：00～17：00

11月20日（木）9：00～17：00

対 象：保育・子育て支援に携わる職務経験が概ね10年以上の職員

ねらい：保育園運営の中核を担う保育士として、期待される立場と職務の重要性を認識し、保育の資質向上に関する専門知識及び支援策を習得することにより、職務遂行能力の向上を図る。

内 容：・保護者対応 ・法的根拠書類としての視点に基づく保育記録の取り方
・危機管理 ・指導計画の立て方 など

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット（★）
専門研修		
課税②	11/17(月)・11/18(火)・ 11/19(水)・11/21(金)	住民税賦課事務を担当する職務経験2年程度の職員
環境衛生	11月下旬	環境衛生監視業務に従事する職員
障害者地域支援	11月下旬	障害者施策、障害者福祉に携わる職員
発達障害支援（演習）①	11/10(月)・12/1(月)	発達障害のある子どもへの支援に携わる職員、子ども家庭福祉行政に携わる職員
道路管理（認定）	11/25(火)・11/26(水)	道路管理の認定業務を担当する職務経験1～3年程度の職員
土壌汚染対策（用地管理）	11/13(木)	用地・管財・土木・学校・環境等の部署において、土壌汚染対策に関する事務を担当する職員
道路・橋梁	11/4(火)	道路・橋梁の維持管理業務を担当する職員
児童相談所関連研修		
児童福祉司任用後研修②	11月上～下旬	(1) 児童福祉司として任用後1年目の職員（前記根拠：児童福祉法第13条第9項） (2) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 ※児童相談所設置区以外の方も受講できますが、法律で義務付けられた研修を受講したことを証明する修了証は交付されません。
児童心理司（応用）Ⅰ	11月上旬	(1) 児童心理司 (2) 心理職として採用された職員 ※心理職としての実務経験があり基本的な用語、理論等をおおむね理解できている職員
子ども家庭福祉行政組織運営研修	11月中旬	(1) 児童相談所、こども家庭センターに勤務する管理監督職及び係長級職員 (2) 子ども家庭福祉、保健所・保健センター等に勤務する管理監督職及び係長級職員
児童心理司（応用）Ⅱ	11月中旬	(1) 児童心理司 (2) 心理職として採用された職員 ※心理職としての実務経験があり基本的な用語、理論等をおおむね理解できている職員
一時保護施設職員Ⅱ	11月下旬	(1) 一時保護施設職員 (2) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員
ステップアップ研修		
思考力・論理構築力向上⑥	11/19(水)	係長級以下の職員 ★主任の職員
対話による ポジティブ・アプローチ⑤	11/17(月)・11/18(火)	係長級以下の職員 ★主任の職員
コミュニケーション スキルアップ⑤	11/18(火)	全 職 員 ★区民や職場の同僚との良好な関係構築に向けた、コミュニケーションスキルを身につけたい採用2～6年目程度の職員
集客力を高めるチラシ・ 伝わる資料の作り方⑤	11/21(金)	主任以下の職員 ★区民向け講座などの企画や募集チラシ作成を担当する主任以下の職員
協働型リーダーシップ⑥	11/28(金)	主任以下の職員 ★リーダーの役割や、上司・部下・同僚との関わり方を学ぶことで、職場のモチベーション向上や業務改善・職場改善に貢献したいと考えている主任の職員
悪質クレームの法的対応②	11/5(水)	全 職 員 ★日常業務において対応する悪質なクレームについての知識を深め、法的対応について学びたい職員
チームリーダーとしての 基礎力向上④	11/7(金)・11/26(水)	主任及び係長級の職員 ★(1) タイムマネジメント、危機管理、目標管理及び業務改善などのマネジメントスキルの基礎を効率よく体系立てて学びたい係長級の職員 (2) 係長昇任前にリーダーとしての必要な知識を学び、自身の職務遂行能力向上を図りたいと考えている主任の職員
サポート研修		
地方公務員法④	11/20(木)	1 級 職 の 職 員 ★地方公務員法の基本理念や仕事の法的根拠を意識して職務を行いたい1級職の職員
地方自治法④	11/12(水)	1 級 職 の 職 員 ★法令・根拠にあたる仕事の進め方を身につけたい、これから地方自治法を意識して実務を行っていききたい1級職の職員

※紙面の都合上、11月に実施する研修の一部を紹介しています。（一部12月に実施する研修を含む。）

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限（研修実施日より1ヶ月程度前）については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ（<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/kenshu/kenshujotop/index.html>）もご覧ください。
(特別区職員研修所)

東京都立大学 オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスより 10月開講講座のご案内です！！

●サービス・マーケティング入門 ～モノとサービスの違いを知ろう～

【講座コード：2531E003】

私たちは、毎日たくさんの「サービス」を利用しています。電車、バス、タクシー、美容院、床屋、レストランなど様々です。何気なく利用している「サービス」って、一体何でしょう。「サービス」って、おまけとか無料のこと？「愛想が良い」のと「サービスが良い」のと同じことなの？モノとどう違うの？こうやって考えて見ると不思議なものです。この講座では、「サービス」について、その本来の意味を理解しながら考えていきます。

各回について

- サービスとは？
- サービスの構造と真実の瞬間
- サービスとモノ
- ホスピタリティとおもてなし

※4回の講義を通して本テーマを解説する講座です。
それぞれの回ごとに必ずしも完結しないことがあります。

講 師：小泉 徹 東京都立大学 名誉教授
日 時：10月20日（月）、27日（月）、
11月10日（月）、17日（月）
19：00～20：30（全4回）
受講料：10,100円
場 所：飯田橋キャンパス（対面）

●どのような行為が犯罪となるのか ——刑法入門——

【講座コード：2531F002】

我が国では、一定の行為を行うと、刑罰が科されます。それに関するルールは法律で定められており、特にその中心となるのが「刑法」という法律です。

もっとも、その条文は簡潔に定められていることが多いため、条文を一読しても、その意味するところを一義的に理解できるとは限りません。そのため、刑法を理解するためには、条文を解釈する必要があります。また、その解釈はひとりよがりなものではなく、罰すべき範囲を確保しつつも、不当な処罰が生じてはいけません。

そこで、本講座では、まず、刑法にはどのような基本的な原則があるのかを学びます。そして、それを前提として、具体的な事例を素材にいくつかの法解釈について考

え、適切な解決を探ります。

※本講座はアーカイブ（録画）配信は行いません。予めご了承ください。

講 師：中田 翔太
東京都立大学 法学政治学研究科
法曹養成専攻 助教
日 時：10月15日（水）
16：00～17：30（全1回）
受講料：3,000円
場 所：オンライン

* 講座の概要については、東京都立大学オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。（特別区協議会事業部）

※特別区職員互助組合員の方は初回のみ、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

東京都立大学オープンユニバーシティ <https://www.ou.tmu.ac.jp>

Tel.03-3288-1050（平日 9：00～17：30）

●パンフレットを無料送付いたします。

環境影響評価における清掃工場の 「地盤・水循環の予測・評価」

◆環境影響評価とは

環境影響評価は、通称「環境アセスメント」とも呼ばれ、大規模な開発等の事業を実施する際に、事業者があらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価する制度です。

東京都では「東京都環境影響評価条例」（以下「条例」という。）において手続きが定められており、予測・評価をした内容について、都民や関係自治体などの意見を聴くとともに、東京都の環境影響評価審議会で専門的立場から審査されます。

事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするためのこの一連の手続きを環境影響評価といいます。

条例では、清掃工場の建替事業も対象となっています。

この条例では全部で17項目を予測・評価項目として定めており、その中から、事業の実施により環境に影響を及ぼす可能性のある項目を選定して予測・評価を行います。

清掃工場の建替えでは、17項目のうち、大気汚染や騒音・振動等といった項目を選定しています。

東京二十三区清掃一部事務組合では、世田谷清掃工場において令和8年度から建替工事を予定しており、ほかの清掃工場の建替工事と同様に環境影響評価の手続きを進めています。

以前の区政会館日より（令和5年12月発行405号）では大気汚染に関する「大気拡散式による予測」と「高層気象調査による予測」をご説明しましたので、今回は地盤と水循環についてお話しします。

◆地盤と水循環の予測評価

清掃工場の建設においては、地下の掘削、地下水の揚水、構造物の設置に伴い、周辺の地盤が変形・沈下し周辺家屋に影響が現れたり、地下水の流れが阻害され、周辺の井戸の水枯れが発生することとも想定されます。このような影響を防止するため、地盤の状況を調査して明らかにした上で、環境保全に関する対策を検討し、地下部の掘削等に伴う環境への影響について予測評価を行います。

地盤や水循環の状況調査には、低地・台地等の地形や地質・地下水の状況等の調査がありますが、この中から地質及び地下水の状況調査について説明します。

◆ボーリングによる地質調査

地下の状況は泥・砂や砂礫の層から岩盤までと幅広い地質構成となっています。また、層の中には地下水が通っていたり、滞留していたりと、それぞれの地質の硬さや状況も異なります。

この地質の調査は、ボーリング調査と呼ばれる方法で行います。

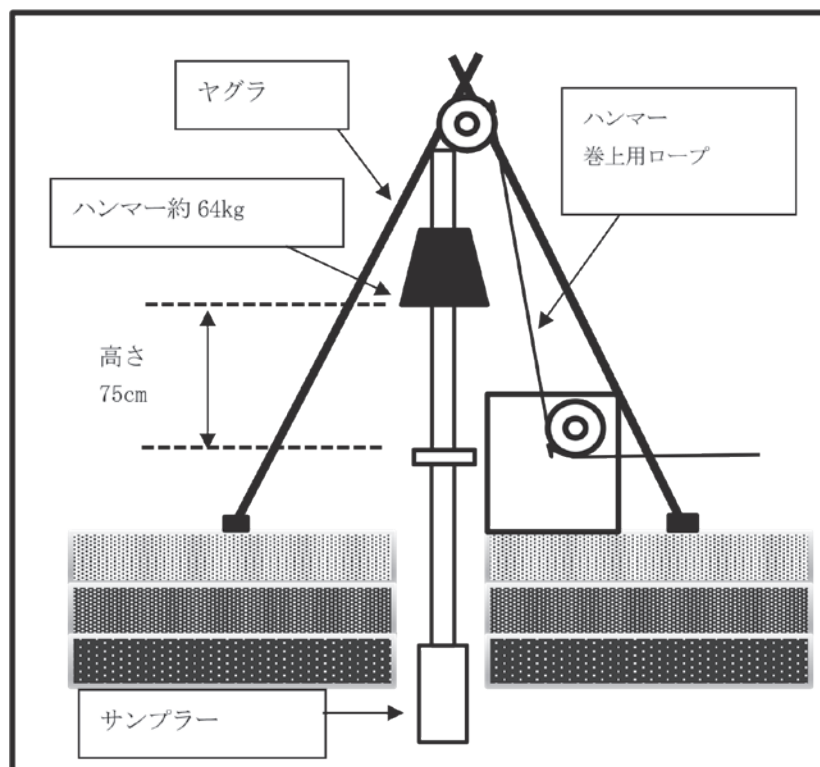


図 ボーリング調査概要図

ボーリング調査は、図に示すやグラを立てて直径約12cmの穴を掘りながら、1mごとに地盤の硬さを測定すると同時に、土のサンプリングを行い地質等を確認していきます。

地盤の硬さの測定方法を簡単に説明すると、約64kgのハンマー（おもり）を75cmの高さから自由落下させて、サンプラーを土中に30cm貫入させるのに要する打撃回数を測定し、この打撃回数で、地盤の硬さを測定していきます。

また、サンプラーにより採取された試料を用いて、泥・砂や砂礫等の地層の変形特性や密度、粒度、含水率、粘着力等を調査します。

地質調査は通常敷地内の4か所で行います。

◆地下水の調査

地下水の調査は、ボーリングで開けた孔を利用して、地下水位（地下水の位置）及び透水係数（地層中の水の伝わりやすさ）を求めるものです。

ボーリング孔の先端に固形成分を除き地下水だけが流入するフィルターを設け、孔内の水を一度抜いた後に地下水が回復する時間と水位を測定して、地下水の透水係数や水圧を算出します。

◆環境保全の措置

ボーリングによる地質調査や地

下水の調査結果から、液状化の可能性や耐震力を検討して、計画する建物の構造や建物を支える杭の深さなどを計画します。同時に地下部の掘削等に伴う周辺地盤や地下水への影響を防止する環境保全の措置を検討します。

世田谷清掃工場建替事業では、地下の掘削に先立ち、掘削範囲の周囲に山留め壁と呼ばれる遮水性の高いコンクリートの壁を水が透過しにくい地層まで打ち込み、掘削部への地下水の流入を防止するとともに土の崩壊や周辺地盤の変形を防ぎます。また、工事中は周辺地盤の変形・沈下及び地下水への影響を未然に防止するため、地盤の変位及び地下水位の計測を実施します。

◆環境影響の評価と確認

掘削や建物の築造による周辺地盤、地下水への影響について、地盤の崩壊・変形防止等の環境保全の措置を踏まえたうえで、「周辺の地盤や地下水に影響を及ぼさないこと」等、予め定めた指標と照らし合わせて評価を行います。

世田谷清掃工場建替事業では、この内容を他の予測・評価項目と併せて環境影響評価書案として取りまとめ公表するとともに、住民説明会で説明しました。

その後、環境影響評価書案に対して寄せられた住民や関係区長の意見及び東京都知事からの審査意

見書を踏まえて、最終的に環境影響評価書として取りまとめます。

評価した内容については、工事の施行中及び工事完了後の2年間にわたり調査を行い、清掃工場建替えが環境に及ぼす実際の影響を確認していきます。

◆環境影響評価の重要性

今回は、大気汚染、騒音・振動、悪臭等の清掃工場の建替事業に伴う環境影響の代表的な項目から少し離れて、地盤と水循環について紹介しました。地面の下のことにも環境への配慮が必要なことを理解して頂ければ幸いです。

清掃工場の建替えは大規模な工事であり、完成後も含めて十分な環境への配慮が必要な事業です。環境影響評価制度を通じて、環境影響を適切に評価し、事業の実施に伴う環境の悪化を未然に防ぐことで、建替事業に対する理解が得られるように努めていきます。

（東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課）

清掃工場の見学のご案内

家庭から出たごみが清掃工場に運ばれた後どのように処理されているのでしょうか。清掃工場を見学してごみ問題について考えてみませんか？

会場…各清掃工場
費用…無料

申込…ご希望の清掃工場に直接お電話ください。

※開催日時や詳細については清掃一組ホームページをご覧ください。



清掃一組HP
(スマートフォンサイト)



キャット兄さん



キャット姉さん

（東京二十三区清掃一部事務組合
総務部総務課広報・人権係）



相馬野馬追イベント開催！

東京シティ競馬（TCK）では、第10回開催初日の10月5日（日）に、「相馬野馬追（そうまのまおい）甲冑競馬」を実施します。相馬野馬追とは、国の重要無形民俗文化財にも指定されている福島県相馬地方の伝統行事で、毎年5月末に3日かけて出陣式やお行列、甲冑競馬、神旗争奪戦、野馬懸（のまかけ）などが行われる馬の祭典です。その中で最大の見どころとも言われる甲冑競馬を、大井競馬場の本馬場を使って実施します。発走前には民謡「相馬流れ山」の披露が行われ、ファンファーレの代わりとして螺（かい）の吹奏を実施するなど、野馬追ならではの雰囲気をお楽しみいただけます。

平将門が実施した軍事訓練が起源と伝わる相馬野馬追は、騎乗者が甲冑に身を包んでいるだけでなく、鞍や鐙（あぶみ、鞍の両側に垂らして騎乗時に足を乗せる馬具）なども、競馬で使われるものとは異なる、日本で古くから使われてきたものを使用します。特に違いが分かりやすいのが鐙で、競馬では輪状のものに足先を引っかけるようにして騎乗しますが、野馬追などで使われる和鐙はカーブした板状のもので、足裏全体で踏むのが特徴です。また、騎乗者は背中に先祖伝来の旗指物をつけており、それをはためかせながら疾走する様子は、さながら時代絵巻の騎馬武者が蘇ったような光景です。

TCKと相馬野馬追の縁は深く、1977年の初回以降20回以上にわたって野馬追イベントを実施してきました。野馬追に出る馬の多くは元競走馬。かつて大井競馬に所属していた馬が競馬場での甲冑競馬に参加し、里帰り出走となったこともあります。競走馬のセカンドキャリアという面でも、相馬とは深い繋がりがあるのです。

イベント当日は、福島県特産品の販売コーナーや相馬野馬追PRブースの設置も予定されています。イベントの詳細や出走予定馬については、公式HPで順次お知らせします。



※写真は過去の様子

～3歳ダート三冠競走最終戦～ ジャパンダートクラシック開催！

TCKでは、10月8日（水）に第27回ジャパンダートクラシック（Jpn I）を実施します。3歳ダート三冠競走の最終戦であり、下半期の世代チャンピオン決定戦とも言える大一番。全国から実力馬が集結し、鎬を削ります。このレースではゲストキャラクターを設定し、年間イメージキャラクターの池田エライザさんとお二人でのCMやポスターを制作しています。9月下旬の発表を楽しみにお待ちください。

なお、前日7日（火）には牝馬限定重賞・レディスプレリュード（Jpn II）、翌9日（木）にはスピード自慢が集まる短距離重賞・東京盃（Jpn II）と、3夜連続でダートグレード競走が行われます。いずれも熱戦にご期待ください。



第26回優勝馬 フォーエバーヤング号

（競馬事務局 広報課）

開催成績

（各回対比）

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比（1日平均）		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
7	8/10～8/15	10,728,813,010円	1,416,516人	1,788,135,500円	236,086人	7,570円	93.9%	103.9%	90.4%

9月の開催予定

トゥインクルレース開催

昼間・薄暮開催

競馬開催日

大井
浦和
船橋
川崎

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
大井競馬開催							大井競馬開催							浦和競馬開催							船橋競馬開催								
アフター5スター賞							東京記念																						
ゴールドジュニア																													
川崎競馬開催																													

アフター5スター賞
(SⅢ)

●9月3日(水)
●1,200m



南関東所属のトップホースによって争われる、古馬短距離路線のSⅢ競走。第1回(平成6年)から第8回(平成13年)までは1,800mのコースで施行されていましたが、新スタンド建替えに伴いゴール位置を変更していた第9回(平成14年)が1,790mのコースで、第10回(平成15年)が1,190mのコースで施行され、第11回(平成16年)以降は1,200mのコースが舞台となりました。

ゴールドジュニア
(SⅢ)

●9月4日(木)
●1,400m



南関東所属の若駒によって争われる、2歳戦線のSⅢ競走。令和元年までは準重賞の「ゴールドジュニア」として施行されていました。第1回(令和2年)は1,400mのコースで、第2回(令和3年)から第4回(令和5年)までは1,200mのコースで施行され、第5回(令和6年)からは再び1,400mのコースが舞台となっています。

東京記念
(SⅡ)

●9月17日(水)
●2,400m



南関東所属のトップホースによって争われる、長距離路線のSⅡ競走。昭和39年に第1回が施行された「東京オリンピック記念」を前身としており、第15回(昭和53年)から現在の名称に改められました。第1回から変わることなく2,400mのコースで実施されている伝統の長距離重賞です。

10月の開催予定

トゥインクルレース開催

昼間・薄暮開催

競馬開催日

大井
浦和
船橋
川崎

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金

レディスプレリュード
(JpnⅡ)

●10月7日(火)
●1,800m



全国各地からさまざまな世代の実績馬が集う、3歳勢を含めた牝馬路線のダートグレード競走。平成16年に第1回が施行された「TCKディスタフ」を前身としている競走で、第8回(平成23年)から現在の名称に変更されており、第10回(平成25年)からダートグレード競走のJpnⅡとなりました。

ジャパントクラシック
(JpnⅠ)

●10月8日(水)
●2,000m



3歳ダート三冠競走の最終関門であり、下半期の世代チャンピオン決定戦とも言える大一番。平成11年に第1回が施行された「ジャパントクラシック」を前身としている競走で、全日本的なダート競走の体系整備に伴い、第26回(令和6年)から現在の名称に変更され、施行時期も10月上旬となりました。

東京盃
(JpnⅡ)

●10月9日(木)
●1,200m



全国各地からスピード自慢が集う、古馬短距離路線のダートグレード競走。第1回が施行されたのは昭和42年で、新スタンド建替えに伴いゴール位置を変更していた第36回(平成14年)、第37回(平成15年)が1,190mのコースで施行されたのを除くと、創設当初から一貫して1,200mのコースを舞台としています。第31回(平成9年)からはダートグレード競走として施行されるようになりました。

マイルグランプリ
(SⅡ)

●10月22日(水)
●1,600m



南関東所属のトップホースによって争われる、1マイル=1,600mの古馬SⅡ競走。第1回(平成7年)から第16回(平成22年)までは4月前後に、第17回の中止を経て施行された第18回(平成23年)から第26回(令和元年)までは10月下旬～11月中旬に、第27回(令和2年)から第29回(令和4年)までは7月下旬～8月上旬に施行されていましたが、第30回(令和5年)以降は施行時期が10月中旬～11月中旬に改められました。

パソコンからでも、スマホからでも投票できる!

ネットで地方競馬を楽しむなら!

SPAT4

お問い合わせは 0120-006-309

※20歳未満の方はご利用いただけません。またご利用いただけるのは日本国内在住の個人の方のみです。法人でのお申し込みはできません。

全国の地方競馬全レースが買える!ライブが見られる!

50円から買える!「トリプル馬単」も発売!

馬券購入でポイントが貯まる!

最短15分でSPAT4と入会!

https://spat4special.jp

SPAT4

検索



編集

- 特別区長会事務局調査第1課
- 特別区議会議長会事務局
- 特別区人事・厚生事務組合総務部情報政策推進課
- 公益財団法人特別区協議会総務部情報政策推進課
- 東京二十三区清掃一部事務組合総務部総務課
- 特別区競馬組合競馬事務局広報課

- TEL (5210) 9738 ホームページ<https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/>
- TEL (5210) 9731 ホームページ<http://www.tokyo23city-gichokai.jp/>
- TEL (5210) 9917 ホームページ<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/>
- TEL (5210) 9917 ホームページ<https://www.tokyo-23city.or.jp/>
- TEL (6238) 0613 ホームページ<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>
- TEL (3763) 2170 ホームページ<https://www.tokyocitykeiba.com/>